

前橋市監査委員公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、建設部の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年1月13日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	鈴	木	俊	司
同	近	藤		登

内 監  
令和5年1月13日

前 橋 市 長 山 本 龍 様  
前 橋 市 議 会 議 長 小 曾 根 英 明 様

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	鈴 木 俊 司
同	近 藤 登

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

## 定期監査結果報告書

### 1 監査基準

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

### 2 監査対象部局

建設部

道路建設課、道路管理課、東部建設事務所、公園緑地課、公園管理事務所

### 3 監査期間

令和4年11月25日から令和5年1月13日まで

### 4 監査対象

令和4年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。ただし、必要に応じて令和3年度も対象としました。

### 5 監査方法

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点項目として定めました。

- (1) 補助金等交付事務について
- (2) 契約事務について
- (3) 財産管理事務について
- (4) 債権管理事務について
- (5) 現金取扱事務について
- (6) 雇用管理事務について
- (7) 管外出張事務について

### 6 監査結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

#### (1) 建設部道路建設課（指摘事項1件、要望事項1件）

##### ア 契約事務について（指摘事項）

##### (ア) 契約書の作成について

土地評価業務（道建第3号）において、契約金額が50万円を超えているにもかかわらず、業務委託契約書の作成を省略し、業務委託請書を徴し

ていた。

契約規則第19条及び第21条にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 補助金等交付事務について（要望事項）

(ア) 補助金交付要項の見直しについて

ラブリバー活動に係る運営補助金、準用河川桃ノ木川維持管理活動に係る運営補助金の交付要項において、交付の対象事業を「河川の維持管理事業」としているが、対象経費を「維持管理に関すること」としているものがあり、何が補助金の交付対象であるか不明確なものとなっていた。

補助金は公金の支出であることから、交付要項に、補助対象と認められる経費について具体的に記載し、より適切な補助金交付事務となるよう努められたい。

(2) 建設部道路管理課（指摘事項1件）

ア 債権管理事務について（指摘事項）

(ア) 使用料の算定について

公共物使用許可申請の使用料算定において、公共物使用等に関する条例別表を適用すべきところ道路占用料徴収条例別表を適用していたため、申請者から過大に使用料を徴収しているものがあつた。

過大に徴収した使用料については、還付するとともに、公共物使用等に関する条例にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(3) 建設部東部建設事務所（指摘事項1件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 契約書の記載事項について

道水路緊急役務業務（第7号）、道水路緊急役務業務（第44号）及び道水路緊急役務業務（第80号）の契約書において、契約規則第53条で規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項が記載されていなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(4) 建設部公園緑地課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(5) 建設部公園管理事務所（指摘事項3件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 契約方法について

各公園緑地発生剪定枝等処理業務において、単価の参考見積書を徴した者の中から最低の処理単価を提示した者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号により、著しく有利な価格で契約を締結することができるものとして、随意契約を締結していた。

同号で規定する「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。」とは、例えば、予定価格から勘案しても、競争入札に付した場合より誰がみてもはるかに有利な価格で契約できる

場合等のことである。

そもそも本業務に係る単価の参考見積書は、業者への通知内容から判断すると、業務の予定価格を設定するために求めたものであり、単価契約のための見積書の徴取とは言えないものとする。

予定価格を設定するための参考見積書の単価にもかかわらず、一般競争入札又は指名競争入札の入札行為を行わず、最低の処理単価を提示した者の単価を契約単価に採用し、同号により著しく有利な価格で契約を締結できるとして随意契約を締結していることは、地方自治法や同法施行令にのっとり適正な契約手続とは言えない。

よって、本業務については、地方自治法や同法施行令にのっとり、予定価格をあらかじめ定めたい。また、一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約手続を行うよう改善されたい。

#### イ 財産管理事務について（指摘事項）

##### (ア) 危険物の保管について

前橋こども公園作業員詰所において、ガソリンとエンジンオイルの混合液を4リットル程度のペットボトル4本で保管していた。

火災予防条例第39条第4号では「危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。」と規定していることから、同条例にのっとり、ガソリンとエンジンオイルの混合液の性質に適応した容器で保管するよう改善されたい。

#### ウ 現金取扱事務について（指摘事項）

##### (ア) 収入事務受託者による市への払込みについて

大胡ぐりーんふらわー牧場のバンガロー使用料徴収事務において、収入事務受託者が使用者から受領した令和4年4月分及び5月分のバンガロー使用料を、令和4年度の歳入とすべきところ、歳入年度が令和3年度と記載された納付書を使用したため、同年度の歳入となっているものがあつた。

歳入の会計年度所属区分は、地方自治法施行令第142条第1項第3号で「随時の収入で、通知書等を発しないものは、これを領収した日の属する年度」と規定していることから、収入事務受託者に対し、同法施行令にのっとり、適正な事務処理を行うよう指導されたい。

また、所管課においても、収入事務受託者から提出される領収済通知書の内容を確認するなど、適正な使用料徴収事務となるよう改善されたい。